

腎臓専門医暫定資格審査とは？

■現在、腎臓学会の認定研修施設にはなっていないがその施設は

1年間に腎・尿路系の退院患者が100名以上いる施設である。

それを証明するリスト(1年間に100症例の腎・尿路関係退院患者リストのこ)を提出出来る施設を【暫定的】に 研修施設とみなすので

そういう施設に在籍していれば必ずしも3年以上腎臓学会が認定する研修施設にいなくても受験が可能です」というシステムのこと。

(例)

(1)研修施設であるA大学病院に2000年4月1日～2001年3月末まで1年間在籍

(2)非研修施設であるB病院(1年間に100症例の腎尿路関係の退院患者リストの提出が可能な施設)に2001年4月1日～2002年3月末まで1年間在籍

(3)非研修施設であるC病院(1年間に100症例の腎尿路関係の退院患者リストの提出が可能な施設)に2002年4月1日～現在も勤務中

研修施設での研修歴は1年間しかないが、100症例の腎尿路退院患者リストの提出が可能な非研修施設(B病院とC病院)に合計3年以上在籍している。

このB病院、C病院を「暫定的に研修施設とみなして」、暫定資格審査の申請書を取寄せて受験。

試験時に提出する経験症例の記録及び要約(20症例)は、A大学病院、B病院、C病院の症例を記載する(※A大学病院、B病院、C病院それぞれの教育責任者(必ずしも腎臓学会の会員でなくてもよい)の自筆サインが必要)。

暫定資格試験についてよくある質問

問:試験に合格しても暫定的にしか専門医として認められないのですか？

答:暫定資格試験の「暫定」とは、研修施設でない施設が一定の条件(上記ご参照)を満たしていれば「暫定的に研修施設として認める」という意味です。

試験会場、日時、試験形式、合否判定、合格後の認定は通常試験で受験された方と同一で区別する事は一切ありません。

問:腎臓学会が認定した研修施設で3年以上の研修歴はありますが、現在勤務している施設が非研修施設です。その場合は暫定資格試験で受験しなければいけませんか？

答:研修施設での研修歴が3年以上あれば現在勤務している施設が研修施設でなくても通常試験で受験可能です。